**国際私法学会第136回（2023年度）研究大会 公募実施要領**

国際私法学会においては，会員の皆様のご報告機会を確保し，選定過程の透明化を図り，自主的な学会活動を促進するため，研究大会における報告の一部を公募により募集します。公募制度は，2018～2022年度研究大会において試行され，2023年度研究大会から正式に採用されました。特に若手研究者の方々におかれましては，ぜひ奮ってご応募ください。

応募内容については，研究企画委員会において厳正に審査し，採否を決定いたします。応募内容は，研究企画委員会において責任をもって管理し，みだりに流出することがないようにいたします。詳細は，以下のとおりです。

# **1．対象となる研究大会**

2023年6月10日（土）・11日（日）に開催される第136回（2023年度）研究大会

# **2．募集する報告**

* テーマ：国際私法に関するもの（特に限定しない）。
* 報告形式：原則として個別報告とするが，内容によっては，シンポジウムの報告の一つ

とすることがある。

* 募集する報告の数：2～3件程度

# **3．応募資格**

応募および報告の時点で，国際私法学会の会員であること（応募時に入会申込中でもよい）。

# **4．応募手続**

* 応募者は，応募フォーム（別紙）に必要事項を記載し，期日までに研究企画委員長宛てに電子メールで提出すること。
* 応募フォームには，以下の事項を記載すること。
	+ 氏名，所属・地位，連絡先（住所・メールアドレス）
	+ 略歴（学部以降の学歴および職歴）
	+ 国際私法学会での報告歴，および応募テーマに関係する他学会での報告歴
	+ 応募テーマに関係する主要業績（5点以内）
	+ 研究報告のテーマ
	+ 研究報告の概要（1000～1500字程度）
* 応募者が大学院生である場合には，必ず指導教員の推薦状（別紙）を添付すること。

**〆切： 2022年9月30日（金）必着**

**提出先：国際私法学会 研究企画委員長 西谷祐子**

E-mail: nishitani@law.kyoto-u.ac.jp

# **5．審査方法**

* 研究企画委員会において審査を行い，報告者を決定する。
	+ 研究企画委員長は，匿名の審査委員2名を選任し，当該審査委員の評価に基づき報告者原案を作成する。
	+ 審査委員は，応募書類に基づき，研究テーマの新規性，重要性，研究年数や過去の実績などを勘案して，総合的に評価を行う。
	+ 審査委員は，採択に際して，付帯意見を付すことができる。
* 報告者の決定について，研究企画委員会が必要と判断した場合には，理事会の意見を聞くことができる。
* 研究企画委員会委員が応募した場合には，当該委員は，当該年度の審査には関与しない。

# **6．結果通知・発表**

応募者には，2022年11月1日（火）までに，「採択」（付帯意見を含む）または「不採択」を電子メールで通知する。また，採択された応募者の氏名および報告テーマは，国際私法学会ウェブサイトにおいて発表する。

# **7．注意事項**

* 報告内容は，原則として未公刊および未発表のものとする。
* 国際私法学会における過去の報告歴は，審査に影響しない。また，公募による報告を行っても，将来の依頼報告の機会に影響はない。ただし，公募による報告を行った者は，その後3年間は応募できないものとする。
* 公募による報告が行われても，学会誌『国際私法年報』への論文の掲載は保障されない。年報への執筆依頼をするか否かは，報告内容に鑑みて，年報編集委員会が決定する。年報への寄稿については，関連規程を参照されたい（http://www.pilaj.jp/ind03\_j.html#ybook）。

2022年5月15日

国際私法学会 研究企画委員長

西谷祐子